

電子的診療情報連携体制整備加算に関する取組について

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で観覧又は活用できる体制を有しています。
- 電子処方箋の発行、電子カルテ共有サービスを活用できる体制を整備する予定としています。
- マイナンバーカードの健康保険証利用について、ポスター掲示・お声がけを行っています。
- 診療情報の取得および活用により、質の高い医療の提供に努めています。
- マイナポータルの医療情報に基づき、健康管理に関する相談に応じています。
- 医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い診療を実現するため、十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所およびホームページ上に掲示しています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。